

## 宮城県、福島県、岩手県を訪問される皆様へ

東日本大震災にかかる復興支援の一環として、宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人の方で、次の要件を満たす場合には、査証手数料を免除することといたしましたので、同要件に該当している方は査証手数料免除申立書を提出して下さい。

(注1) 必要に応じて疎明資料を提出して頂く場合があります。

(注2) 審査の結果、手数料が免除されない場合があります。

### ○ 査証手数料が免除となる要件

#### 1 対象となる方

ア 短期滞在査証以外の査証を申請する場合

対象地域に居住、勤務又は留学する方

イ 短期滞在査証を申請する場合

対象地域を訪問される方

(注) 対象地域とは宮城県、福島県、岩手県の三県です。

#### 2 対象となる査証

令和3年4月1日から令和8年3月31日までに査証申請した査証(当館が受理した分まで。査証の種類は問わない。)